

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成20年4月23日

【事業年度】 第61期(自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 I M V株式会社

【英訳名】 I M V C O R P O R A T I O N

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 小 嶋 成 夫

【本店の所在の場所】 大阪市西淀川区竹島二丁目6番10号

【電話番号】 06-6478-2565(代表)

【事務連絡者氏名】 経営戦略企画部長 柏 井 宏 夫

【最寄りの連絡場所】 大阪市西淀川区竹島二丁目6番10号

【電話番号】 06-6478-2565(代表)

【事務連絡者氏名】 経営戦略企画部長 柏 井 宏 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)
I M V株式会社東京支店
(東京都千代田区三崎町2丁目6番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年12月20日に提出いたしました第61期(自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第6 提出会社の株式事務の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
株券の種類	1,000株券、10,000株券
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社全国各支店 日本証券代行株式会社本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	50円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社全国各支店 日本証券代行株式会社本店及び全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額

公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.imv.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(訂正後)

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
株券の種類	1,000株券、10,000株券
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社全国各支店 日本証券代行株式会社本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	50円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社全国各支店 日本証券代行株式会社本店及び全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.imv.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
会社法第189条第2項各号に掲げる権利
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利